

令和6年度 美濃加茂市ひとり親家庭学習支援教室募集要項

市内在住の母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の児童生徒を対象に、ひとり親家庭学習支援教室（以下、「教室」という。）の利用申込み受付を行います。

教室は、学習の習慣を身につけるとともに、学習支援ボランティアとの交流を通して子どもの健全な発育を図ることを目的とするものです。

教室利用を希望するご家庭は、必要書類をそろえてお申込みください。

1. 利用できる児童生徒の要件

市内在住で、小中学校に就学しているひとり親家庭の児童生徒

*上記に該当しても、教室の管理運営上又は学習指導上支障があり、又は身体虚弱等のため長時間集中できないと判断した場合は、利用をお断りすることがあります。

2. 開設場所と定員

場所：美濃加茂市総合福祉会館（美濃加茂市新池町3丁目4番1号）

定員：小学生（4年生以上）10名、中学生30名

※申込人数が定員数を超えた場合は、小中学生ともに高学年を優先します。

3. 利用料

利用料：無料（ただし、学習に必要な教材はご持参いただきます。）

4. 開設する日時

令和6年5月10日～令和7年3月の毎週金曜日及び土曜日（祝日・年末年始は除く）

【金曜日】午後5時30分～7時30分（月により3～4回実施で全37回を予定）

【土曜日】午後1時30分～4時00分（月により3～4回実施で全36回を予定）

※土曜日は中学生のみが対象となります。

※送迎は保護者で行っていただきます。特に迎えの時間については厳守願います。

迎えの時間を守っていただけない場合は、利用できません。

5. 受付期間、提出書類、提出場所等

<受付期間>

令和6年4月1日（月）～4月26日（金）

<提出書類>

- ・学習支援登録申込書兼同意書及びひとり親であることがわかる書類（児童扶養手当受給者証の写し等）
- ・利用する児童生徒1名ずつの申込みが必要です。
- ・令和5年度に教室をご利用の方も改めて申込みが必要です。
- ・学習支援登録申込書兼同意書裏面の留意事項チェックシートをよくお読みいただき、チェック欄に「レ」印を記入し、保護者署名の上、提出してください。

＜申込書提出場所＞

- ・美濃加茂市社会福祉協議会（美濃加茂市総合福祉会館内）
月～金曜日の午前8時30分～午後5時00分

＜申込書の配布場所＞

- ・美濃加茂市社会福祉協議会（美濃加茂市総合福祉会館内）
月～金曜日の午前8時30分～午後5時00分
- ・市役所市民福祉部福祉課（月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分）

※美濃加茂市のホームページや美濃加茂市社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。

※学校や連絡所での受付はできませんのでご注意ください。

6. 利用の決定

利用の決定（利用の可否）は、4月下旬以降に順次お知らせします。

7. 注意していただくこと

- (1) 事業運営上、必ず午後7時30分までに保護者等が迎えに来てください。
何度も遅れることがありますと退室していただきますのでご注意ください。
- (2) 提出書類を審査した上で利用の可否を決定します。提出書類に不備・偽りがあると認められる場合は、利用できません。
- (3) 受付期間内に定員を超える利用申込があった場合は、小中学生とともに高学年を優先に利用可否を審査します。定員を超えた場合は待機となる場合がありますので、予めご了承ください。
- (4) 利用できる要件に該当しなくなった場合は、利用の継続はできませんので、速やかに「ひとり親家庭学習支援教室利用中止届」を提出してください。
- (5) 学習活動をするうえでルールがあります。学習活動を乱す勝手な行動が続くと、支援員がかかりきりになってしまい、他の児童生徒の学習を妨げることになってしまいます。ルールが守れない、約束が守れないなど学習活動に適さないと教室（当事業受託者）が判断し、市福祉課が認めた場合は、教室の利用を中止していただきます。

◇お問い合わせ◇

- ・美濃加茂市社会福祉協議会（美濃加茂市総合福祉会館内）
美濃加茂市新池町3-4-1 電話 28-6111
- ・美濃加茂市市民福祉部福祉課児童福祉係（美濃加茂市役所本庁舎1階）
美濃加茂市太田町3431-1 電話 25-2111（内線557）